平成３０年（フ）第５８号
東京都小平市中島町19番13号Ｋ．Ｔハイム１階
債務者　髙橋　龍哉
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５６号
愛知県豊川市宿町野川141番地２　フレンズキューブ104号
債務者　小澤　美鈴
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１４号
愛知県豊川市平井町東野地42　Ｃ棟、住民票上の住所愛知県豊川市本野ケ原２丁目２番地
債務者　天野ジーン
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４６号
神奈川県大和市西鶴間５丁目１番９号　ラグリューⅢ―22
債務者　田上　輝男
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２１号
静岡県御前崎市御前崎5185番地の１
債務者　加藤　　彩（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７４１号
埼玉県川口市南町１丁目14番11号
破産者　有限会社ハウスフォルム
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９５号
さいたま市南区大谷口5168番
破産者　株式会社インテリアＫＥＩ
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
埼玉県行田市持田２丁目4311番地、旧本店所在地東京都中央区築地７丁目４番地４号―1104
破産者　株式会社築地きむら家
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９９４号
札幌市白石区平和通４丁目北４番３号
破産者　株式会社アドウェイ
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２号
千葉県山武市埴谷1869番地12
破産者　佐藤　明信（旧姓早坂）
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９１号
神奈川県横須賀市森崎５丁目８番９号
破産者　株式会社ブレーンチャイルド
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４０号
三重県松阪市小片野町1166番地１、前住所三重県度会郡玉城町矢野579番地148
破産者　北出　晃一
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第６０号
三重県松阪市鎌田町402番地15、前住所三重県松阪市鎌田町403番地８
破産者　松葉　秀人
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２１８６号
大阪市東淀川区小松１丁目４番３号
破産者　株式会社エクシード・サポート
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６１７号
大阪市西成区天下茶屋２丁目16番26号　ツインビル105号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市西成区千本南１丁目19番７号
破産者　合同会社笑顔
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５２３号
大阪府摂津市三島３丁目16番22号
破産者　有限会社尼崎建設
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８４０号
大阪市平野区加美北８丁目１番27号
破産者　株式会社ワカマツ
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９０号
大阪府松原市阿保４丁目13番１号
破産者　藤原　幸弘
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
盛岡市三本柳22地割46番地12
破産者　株式会社七紡
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部